

「アジフライの聖地 松浦」ロゴマークの使用に関する要領

（目的）

第1条 この要領は、「アジフライの聖地 松浦」ロゴマーク（以下、「ロゴマーク」という。）の使用に関し、必要な事項を定めることにより、ロゴマークのブランド価値を保護することを目的とする。

（ロゴマークの定義）

第2条 この要領において、ロゴマークとは、「アジフライの聖地 松浦」に対する愛着の醸成及び認知度の向上等を促し、もって松浦市のシティプロモーションに資するものとして別図に定められたロゴマークの図柄をいう。

（ロゴマークに関する権利）

第3条 ロゴマークに関する一切の権利は、松浦市に帰属する。

（使用の申請）

第4条 ロゴマークを使用しようとする者は、必要事項を記載した「アジフライの聖地 松浦」ロゴマーク使用承認申請書（様式第1号）をあらかじめ市長に提出し、ロゴマーク使用の承認を受けなければならない。

2 前項の要領にかかわらず、ロゴマークを使用しようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その使用内容等を市長に電子メール等により事前に申し出ることにより、前項に要領するロゴマーク使用の承認を受けたものとみなす。

- (1) 国や地方公共団体等が使用する場合
- (2) 新聞、テレビその他報道機関が報道又は広報の目的により使用する場合
- (3) 報道機関以外（機関紙や地域広報紙など）で、市長がその使用目的を前号に準ずるものと認めた場合
- (4) その他、市長が適当であると認める場合

（使用の承認等）

第5条 市長は、前条の要領による申請があったときは、その内容を審査し、ロゴマークの使用を承認するときは、「アジフライの聖地 松浦」ロゴマーク使用（変更）承認通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、申請内容が次の各号の一に該当すると認められるときは、ロゴマーク使用の承認をしない。この場合において、市長は、「アジフライの聖地 松浦」ロ

ゴマーク使用（変更）不承認通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

- (1)市の信用又は品位を損なうおそれがあるとき。
- (2)法令及び公序良俗に反するおそれがあるとき。
- (3)商標法（昭和34年法律第127号）に基づく商標、意匠法（昭和34年法律第125号）に基づく意匠等として独占的に使用のおそれがあるとき。
- (4)市が特定の個人、政党又は宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与えるおそれがあるとき。
- (5)ロゴマークのイメージを損なうおそれがあるとき。
- (6)松浦市暴力団排除条例（平成24年9月28日条例第27号）第2条第1号から第5号までに規定する暴力団、暴力団員及び暴力団関係者が使用するとき。
- (7)前各号に掲げるもののほか、ロゴマークの使用について適当でない事由があるとき。

3 市長は、第1項の承認をするにあたり、必要な条件を付することができる。

4 市長は、第1項の要領により、ロゴマークの使用を承認したときは、「アジフライの聖地 松浦」ロゴマーク使用承認者名簿（様式第4号）に記載するものとする。

（承認内容の変更等）

第6条 承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、承認を受けた内容を変更しようとするときは、「アジフライの聖地 松浦」ロゴマーク使用変更承認申請書（様式第5号）に添付資料を添えて、あらかじめ市長に申請しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

2 市長は、前項の要領による申請があったときは、その内容を審査し、ロゴマークの使用の変更を承認するときは、「アジフライの聖地 松浦」ロゴマーク使用（変更）承認通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、申請内容が第5条2項の各号の一に該当すると認められるときは、変更承認をしないものとする。この場合において、市長は、「アジフライの聖地 松浦」ロゴマーク使用（変更）不承認通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

4 市長は、第2項の変更承認をするにあたり、必要な条件を付することができる。

（使用料）

第7条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第8条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1)「アジフライの聖地 松浦」のPRに関する事項のみに使用し、自己の利益のために使用しないこと。
- (2)許可なく自己の商品等へロゴマークを使用しないこと。
- (3)申請内容に反する使用をしないこと。
- (4)第2条に定めるロゴマーク(市長が別に定めるものを含む。)を使用し、承認なくその変更を行わないこと。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。
- (5)承認(第6条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。)を受けた権利を譲渡又は転貸しないこと。
- (6)承認された使用商品について、商標法による商標登録又は意匠法による意匠登録等の出願を行わないこと。
- (7)承認された使用商品について、成果品の報告を行うこと。

(改善指導)

第9条 市長は、ロゴマークの使用状況がこの要領又は承認内容に反すると認められるときは、当該内容に沿うよう改善を指導することができる。

(承認の取消し等)

第10条 市長は、使用者が次の各号の一に該当すると認められるときは、承認を取り消すとともに、使用商品等の回収等の措置を請求することができる。

- (1)第5条第2項各号の一に該当するとき。
- (2)偽りその他不正な手段により、使用の承認を受けたとき。
- (3)第8条各号に掲げる遵守事項に違反したとき。
- (4)前条の要領による指導に従わないとき。
- (5)その他、ロゴマークの使用を継続することが適当でないとき。

2 市長は、前項の要領により承認を取り消したときは、「アジフライの聖地松浦」ロゴマーク使用承認取消通知書(様式第6号)により当該取消しをした使用者に通知するものとする。

3 市長は、使用者が前2項の要領により承認を取り消されたにもかかわらず、当該承認に係る商品の使用を中止しない場合は、著作権法その他の法令の規定に基づき、使用の差止めその他の必要な措置を講ずることができる。

(報告等)

第11条 市長は、ロゴマークの使用状況等に関し必要があると認めるときは、

使用者に対し報告を求め、又は実地調査をすることができる。

2 使用者は、申請書に記載した使用者の住所、名称、代表者氏名及び連絡先について変更が生じたときは、速やかに市長へ報告しなければならない。

(要領の改定)

第12条 この要領は、事前の通知なく、必要に応じて改定される場合がある。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則 この要領は、令和3年7月13日から施行する。

附則 この要領は、令和5年7月3日から施行する。